

東日本高速道路株式会社

第17期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・P 1
連結貸借対照表	・・・P 29
連結損益計算書	・・・P 31
連結株主資本等変動計算書	・・・P 32
連結注記表	・・・P 33
貸借対照表	・・・P 45
損益計算書	・・・P 48
株主資本等変動計算書	・・・P 49
個別注記表	・・・P 50
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 60
計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 62
監査役会の監査報告謄本	・・・P 64

事 業 報 告

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 3 1 日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の状況

当連結会計年度における日本の経済は、持ち直しの動きはあるものの、総じて新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続きました。当社グループにおいても、外出自粛や経済活動の停滞により、高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」）の売上高が、それぞれ前連結会計年度を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である前々連結会計年度の水準までは回復しませんでした。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、令和3年度から令和7年度までの5年間を『SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向け変革していく期間』と位置づけた「NEXCO東日本グループ中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」を策定しました。本計画では、「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」「高速道路の整備・強化と4車線化の推進によるネットワーク機能の充実」「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」「ポストコロナ時代におけるグループ全体の経営力の強化」「新たな日常に対応した誰もが生き生きと働けるワークスタイルの実現」という6つの基本方針のもと、主要重点計画を策定し、着実に事業を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1兆303億88百万円（前期比13.7%減）、営業費用は1兆351億6百万円（前期比13.7%減）、営業損失は47億17百万円（前期は59億1百万円の営業損失）、経常損失は12億23百万円（前期は25億33百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は14億80百万円（前期は97億51百万円の当期純損失）となりました。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

当連結会計年度末現在で管理延長は計44道路3,943kmとなっております。

当連結会計年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面がありましたが、様々な感染防止対策を講じながら、安全・安心を確保しつつ、24時間365日絶えず高速道路サービスの提供に努めました。サービスの水準維持のため、作業員詰所等の分離、テレビ会議の活用等により接触機会削減に努めるとともに、衛生対策の推進、感染者発生時の代替要員の確保等を実施し、さらに検査陽性者や濃厚接触者が複数人発生した事業所には、広域的に応援要員を確保し派遣することで、事業継続に努めました。加えて、感染拡大防止の取組みとして、国土交通省からの依頼に基づき令和3年4月29日から令和3年10月31日までの休日割引を適用しないこととするとともに、ETC周遊割引「ドラ割」の新規申込受付を一時停止する等の対応を実施しました。

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として、災害救助や被災地域の復興支援のために交通路を確保することは当社グループの大きな使命です。

令和2年12月に短期間の集中的な降雪により関越自動車道で最大約2,100台の車両滞留が発生した事象を踏まえ、「人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として、地域ごとにタイムライン（段階的な行動計画）を作成し、応援を含めた体制の構築、関係機関と連携した躊躇のない通行止めの実施、通行止め予測の公表等を含めた出控えなどの行動変容を促す呼びかけの繰り返しといった広報の強化等の取組みを実施しました。今後も、これまで実施してきた取組みのより一層の定着に取り組むとともに、更なる対策強化をしてまいります。

令和4年3月16日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震では、最大震度6強が観測され、発災直後に約830kmの区間で通行止めを行い、緊急点検を実施した結果、常磐自動車道及び東北自動車道の福島県内の区間において、路面のクラックや段差、橋梁の伸縮装置破損などの損傷が確認されました。損傷した舗装路面などの応急補修を迅速に行い、発災から約16時間後の3月17日15時30分に東北自動車道全区間の通行止めを解除し、発災から約36時間半後の3月18日12時00分に常磐自動車道全区間の通行止めを解除しました。これにより、発災後早期に人流、物流手段を提供することができました。引き続き本復旧工事を進めてまいります。

安全・安心を次の世代へ引き継ぐため、インフラ老朽化への対策として実施する大規模更新・修繕事業（高速道路リニューアルプロジェクト）については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに、新技術の活用や渋滞等の社会的影響の最小化を図りながら、工事を進めております。

加えて、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車

両制限令違反車両の排除のため、車両重量自動計測装置の整備推進等取締を強化する方策を講じるとともに、当該違反車両に対する大口・多頻度割引停止等措置を講じました。

さらに、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保に資する、ICTやロボティクス等最新技術を活用した次世代インフラ総合マネジメントシステム「スマートメンテナンスハイウェイ（SMH）プロジェクト」については、令和2年6月より技術開発から全社的な第1期運用の段階へ移行しました。点検データの統計・分析にビジネスインテリジェンスツールを活用することで、保全計画検討における意思決定プロセスを標準化し、生産性の向上を図るとともに、各種SMH開発ツールの定着及び深化を進め、適用領域拡大を進めてまいります。また、高速道路上の事故や落下物等の事象を早期発見し迅速な対応を行うことを目的に、交通監視カメラ映像からこれら事象を自動検知する技術の開発・実証を進め、更なる安全性の向上を目指します。

円滑な交通の確保に向けては、交通容量の増加による渋滞緩和、交通の定時制・安全性の向上を目指し進めてきた関越自動車道の付加車線の一部設置を完了させ、令和3年4月に前橋インターチェンジ（以下「IC」）出口車線延伸、令和3年12月に嵐山PAからの合流車線延伸の運用を開始しました。引き続き、渋滞箇所での渋滞要因の検証を進め、付加車線設置等によるハード対策のほか、ペースメーカーライト等によるソフト対策も含め、更なる渋滞軽減に努めてまいります。

交通事故削減に向けては、高速道路での逆走事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、ソフト対策を継続的に実施するとともに、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術の中で有効なものを活用しながら更なる安全対策を図ってまいります。加えて、対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策として試行検証を行ってきたワイヤロープについては、土工部・中小橋を中心に順次展開を図るとともに、トンネル・長大橋については、公募による選定技術（センターパイプ、センターブロック）の現地試行を行い、正面衝突事故防止対策としての有効性、適用性の検証を進めてまいります。

高速道路の利便性向上のため、ETCを活用した時間帯割引、ETCマイレージサービスを継続実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら地域の観光振興を目的としたETC周遊割引「ドラ割」を販売しました。また、新たに令和4年4月1日より「千葉外環迂回利用割引」を、令和4年4月2日より二輪車の利用促進や地域の活性化等を目的とした「二輪車定率割引」を、それぞれ実施することを発表しました。

令和3年8月4日に発表された社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会（以下「国土幹線道路部会」）の「中間答申」において、繁忙期等の交通の集中が見込まれる時期等においては、渋滞の激化を避けるため、休日割引を適用しないことについて検討する必要があるとされ、同中間答申を踏まえた国土交通省からの依頼に基づき、令和4年1月1日から3日までの休日割引を適用しないこととするとともに、令和4年度以降のゴールデンウィーク、お盆及び年末年始においては休日割引を適用しないことを発表しました。

料金所の特性に応じ、ETC及び料金精算機を活用した遠隔収受などの料金管理業務の高度化・効率化に継続して取り組みました。また、令和2年12月17日に公表したETC専用化等に向けたロードマップを踏まえ、令和4年4月1日に東京外環自動車道戸田西IC（入口）及び戸田東IC（入口）をETC専用料金所として運用を開始することを発表するとともに、

E T Cの更なる普及促進を図るため、当社を含む高速道路会社6会社共同で令和4年1月27日にE T C車載器購入助成キャンペーンを開始しました。

このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置を当連結会計年度においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置についても継続しました。

令和2年9月25日に発表された国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、「自動運転時代、ポストコロナ時代の高速道路の将来像の具体化とロードマップの作成」が示されたことを踏まえ、将来の自動車交通の更なる発展をけん引していくべく、当社が目指す高度なモビリティサービス提供の方向性を『自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿（構想）』（以下「次世代高速道路構想」）としてとりまとめ、令和3年4月28日に記者発表しました。その後、令和3年7月26日の国土幹線道路部会で発表された「中間答申（案）」の中で、当社が策定した次世代高速道路構想が紹介されました。今後は、次世代高速道路構想とともに目標実現のため設定した重点的に取り組むべき「31の重点プロジェクト」を中心に、引き続き、国内外の最新技術動向や関連業界の社会情勢を把握しつつ、適宜、必要な見直しを行いながら、継続的に検討を進め、スピード感を持って各事業の推進に取り組んでまいります。

そして、当社グループは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、東京2020オリンピック・パラリンピック対策本部を設置し、グループ一丸となり大会組織委員会や各県警などの関係機関と連携した交通対策を実施し大会関係車両の円滑な輸送が行われたほか、舗装補修や高速道路ナンバリングの展開なども着実に実施しました。

一方、道路建設事業においては、令和3年8月6日にスマートインターチェンジ（以下「スマートIC」）1箇所を整備を追加する高速道路事業の変更について国土交通大臣から許可（以下「事業許可」）を受けて事業を進めてきたほか、令和4年3月30日には道東自動車道（トナムIC～十勝清水IC）、常磐自動車道（広野IC～ならはIC）の4車線化事業を追加する事業許可を受けました。

当連結会計年度においては、計5道路85kmの区間で、開通に向け高速道路の新設事業を実施しました。

また、当連結会計年度における4車線化拡幅等事業は、計11道路247kmの区間で実施し、常磐自動車道（いわき四倉IC～広野ICのうち一部区間）の4kmが4車線となりました。

なお、東京外かく環状道路（関越～東名）の新設事業では、令和2年10月に工事現場付近での地表面陥没が発生し、その後の調査により、地中の空洞を確認しました。この件に関し、東京外環トンネル施工等検討委員会有識者委員会が、令和3年3月に陥没・空洞の推定メカニズムや再発防止対策等を内容とする報告書を取りまとめたことを受け、これに基づき、トンネル坑内から調査を実施し、補修等の措置が必要となる範囲を特定しました。現在、地盤補修範囲の土地・家屋等を対象として、仮移転又は事業者による買取等のご相談をさせていただきながら、地盤補修工事の施工方法等の検討を行っております。実際に発生した損害に係る原状回復及び補償についても、引き続き真摯に対応してまいります。

当連結会計年度の料金収入等は、前連結会計年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一方、持ち直しの動きもみられたことにより7,489億96百万円（前期比3.6%増）となりました。また、上掲の区間を完成させたこと等に伴い、道路資産完成高は2,348億32百万円（前期比42.1%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は9,838億29百万円（前期比12.7%減）となりました。

一方、日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」）との協定に基づく道路資産賃借料については、5,168億1百万円（前期比7.4%増）となりました。また、その他の営業費用については、道路資産完成原価等の減少に伴い、4,703億53百万円（前期比27.5%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は9,871億54百万円（前期比12.6%減）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は33億25百万円の営業損失（前期は18億27百万円の営業損失）となりました。

II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は258億5百万円（前期比40.2%減）、営業費用は258億7百万円（前期比40.2%減）となり、この結果、2百万円の営業損失（前期は33百万円の営業損失）となりました。

Ⅲ 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する328箇所（うち、当社の商業施設がある箇所は190箇所）のSA・PAをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイ、株式会社ネクスコ東日本エリアサポートと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、業務執行の効率性を追求しながら、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

商業施設の運営にあたりましては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式に対応するため、インフォメーションにおいて非接触案内を試行導入しました。また、引き続き感染防止対策を徹底し、緊急事態宣言の発出等を踏まえた商業施設の営業休止及び営業時間の変更を実施するとともに、SNS等を活用したお客さまとの相互コミュニケーションの強化、テイクアウト商品の拡充にも取り組んでまいりました。

商業施設の改修につきましては、お客さまへのサービス・利便性の向上のため21箇所のリニューアルを実施するとともに、新たに6箇所にシャワー施設を設置しました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、前連結会計年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う減収からの反動増により、248億14百万円（前期比1.7%増）となりました。

一方、営業費用は、売上原価の減少に加えて、販売費及び一般管理費の削減等により、267億72百万円（前期比8.1%減）となり、この結果、19億57百万円の営業損失（前期は47億35百万円の営業損失）となりました。

IV その他の事業

その他の事業につきましては、旅行事業では「第二海堡上陸見学会」等のインフラツーリズムや、関越トンネルを対象としたオンラインツアーを実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、カード事業、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業開発につきましては、オープンイノベーションを更に促進し、新たな技術やサービス、アイデア等を持つ会社とともに技術・ビジネスモデルを検証しながら、次世代の高速道路サービスの実現や地域の活性化、社会課題の解決に資する事業を創出するため、令和3年7月1日に「ドラぷらイノベーションラボ」を立ち上げ、募集型アクセラレータープログラムを9月に実施し、応募のあった中から5件を採択しました。これらにつきましては、採択企業との調整を進め、順次実証実験を実施しております。

海外事業の分野では、インド現地法人（E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED）が、ひび割れ、わだち掘れなどを的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」を導入し、令和3年12月にインドでの路面調査業務を開始しました。また、他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画しているほか、国内で蓄積した技術とノウハウを活用し、海外道路事業へのアドバイザー事業を行っております。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は49億55百万円（前期比25.7%減）、営業費用は44億32百万円（前期比26.2%減）となり、この結果、5億22百万円の営業利益（前期は6億59百万円の営業利益）となりました。

③ その他

当社及び学校法人先端教育機構事業構想大学院大学（以下「大学院大学」）が保有する知識、経験、人材等を総合的に活用し、事業構想の実践を目指す人材の育成を通じて地域の活性化に貢献するため、令和3年8月2日に大学院大学と「人材育成と地域活性化に係る相互協力に関する基本協定」を締結のうえ、令和4年4月の「事業構想大学院大学仙台校」の設立に係る支援を実施しました。

(2) 対処すべき課題

当社が事業を実施するにあたっては、安全・安心・快適・便利な高速道路サービスを提供しつつ、高速道路機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

なかでも前々連結会計年度から新型コロナウイルス感染症が全世界で感染拡大したことにより、経済に深刻な影響が生じ、今もなお、その先行きは極めて不透明な状況です。当社においても、その例外ではなく、外出自粛や経済活動の停滞により、高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはSA・PAの売上高が、それぞれ前連結会計年度を上回っているものの、新型コロナウイルス感染拡大前の前々連結会計年度の水準までは回復していません。

このようなコロナ禍の状況下でも、高速道路は国民の生活に欠かせない物流を支え、経済活動の安定確保に不可欠な社会基盤であることから、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、安全・安心・快適・便利な高速道路サービスを提供してまいりました。

また、大雨や集中降雪など、広域的で同時多発的な異常気象への対応、東京外かく環状道路（関越～東名）工事現場付近での地表面陥没という工事中の重大事象に対する丁寧な対応、限られた財源の中での高速道路整備による暫定2車線区間の解消等が求められております。

当社グループは、令和元年に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」の各施策の着実な推進及び令和3年度が初年度である「NEXCO東日本グループ中期経営計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、高速道路リニューアルプロジェクトの推進、災害時における地域や関係機関との危機管理体制の再整理や広報・情報提供オペレーションの確立など対応力・情報力の強化、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路等の安全で確実な整備、4車線化の推進、休憩施設のリニューアル等に取り組んでまいりました。

これらの取組みをより着実なものとするため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めるとともに、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額3,800億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額600億円の借入を行い、総額4,400億円を調達いたしました。

種別	発行日又は借入日	発行額又は借入額
東日本高速道路株式会社 第79回社債	令和3年 4月23日	200億円
東日本高速道路株式会社 第80回社債	令和3年 4月23日	200億円
東日本高速道路株式会社 第81回社債	令和3年 4月23日	500億円
東日本高速道路株式会社 第82回社債	令和3年 7月15日	200億円
東日本高速道路株式会社 第83回社債	令和3年 7月15日	300億円
東日本高速道路株式会社 第84回社債	令和3年 7月15日	200億円
東日本高速道路株式会社 第85回社債	令和3年 7月15日	700億円
東日本高速道路株式会社 第6回地域連携型社債	令和3年11月 8日	100億円
東日本高速道路株式会社 第86回社債	令和3年11月30日	200億円
東日本高速道路株式会社 第87回社債	令和3年11月30日	200億円
東日本高速道路株式会社 第88回社債	令和3年11月30日	300億円
東日本高速道路株式会社 第89回社債	令和4年 1月31日	200億円
東日本高速道路株式会社 第90回社債	令和4年 1月31日	200億円
東日本高速道路株式会社 第91回社債	令和4年 1月31日	300億円
長期借入金	令和3年 8月11日	300億円
長期借入金	令和3年 9月30日	300億円
合計		4,400億円

上記のほか、高速道路機構から16億61百万円の無利子借入を行いました。

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当連結会計年度においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路機構に帰属した道路資産に対応する2,700億円（社債債務1,900億円、借入金債務800億円。なお、借入金債務のうち200億円は財政融資資金借入金）の債務が高速道路機構に引き受けられました。

また、令和4年3月23日開催の取締役会において、令和4年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を6,241億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

（４）設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

（高速道路事業）

東北自動車道平泉スマートＩＣ料金所の新設

東北自動車道平泉スマートＩＣ料金所ほか32料金所におけるＥＴＣ設備の新設（全33料金所）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

（高速道路事業）

北関東自動車道出流原ＰＡスマートＩＣ料金所ほか5料金所の新設（全6料金所）

北関東自動車道出流原ＰＡスマートＩＣ料金所ほか45料金所におけるＥＴＣ設備の新設（全46料金所）

（道路休憩所事業）

東北自動車道佐野ＳＡ（下り線）の拡充

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成30年度 第14期	令和元年度 第15期	令和2年度 第16期	令和3年度 第17期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,943,102	1,264,304	1,194,698	1,030,388
経常利益 又は損失	百万円	7,500	13,752	△2,533	△1,223
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は純損失	百万円	4,115	9,972	△9,751	△1,480
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	39.19	94.97	△92.87	△14.09
総資産	百万円	1,247,410	1,287,936	1,355,022	1,536,237
純資産	百万円	230,805	240,542	234,316	235,464
自己資本比率	%	18.50	18.67	17.29	15.32
1株当たり 純資産	円	2,198.15	2,290.88	2,231.58	2,242.52

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成30年度 第14期	令和元年度 第15期	令和2年度 第16期	令和3年度 第17期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,908,519	1,230,879	1,173,515	1,011,999
経常利益 又は損失	百万円	1,973	7,081	△4,299	△6,469
当期純利益 又は純損失	百万円	1,219	5,828	△5,665	△4,172
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	11.61	55.50	△53.95	△39.73
総資産	百万円	1,195,257	1,232,623	1,301,808	1,488,929
純資産	百万円	196,028	201,817	196,213	191,830
自己資本比率	%	16.40	16.37	15.07	12.88
1株当たり 純資産	円	1,866.93	1,922.07	1,868.69	1,826.95

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(令和4年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・ 本社 (東京都千代田区)
- ・ 支社 北海道支社 (札幌市) 【 5 管理事務所、2 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 4 管理事務所、3 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 1 4 管理事務所、6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、1 工事事務所】

注) 令和3年7月1日に北海道支社の1管理事務所及び1工事事務所並びに東北支社の1工事事務所を、令和3年10月1日に関東支社の1工事事務所を、それぞれ新設しました。

注) 令和3年6月末に北海道支社の2管理事務所及び東北支社の1管理事務所を、それぞれ閉鎖しました。

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (さいたま市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)

株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道（札幌市）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北（仙台市）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東（東京都千代田区）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟（新潟県長岡市）
 株式会社ネクスコ・パトロール東北（仙台市）
 株式会社ネクスコ・パトロール関東（東京都文京区）
 株式会社ネクスコ・サポート北海道（札幌市）
 株式会社ネクスコ・サポート新潟（新潟市）
 株式会社ネクスコ東日本トラスティ（東京都港区）
 株式会社関東エリアクリーン（東京都千代田区）
 ネクセリア東日本株式会社（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本リテイル（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本ロジテム（千葉県習志野市）
 株式会社ネクセリア・シティフード（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ（東京都港区）
 E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED（インド国ハリヤナ州）

（８）従業員の状況

（令和４年３月３１日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	14,140名	94名増
受託事業		
道路休憩所事業	869名	76名減
その他の事業		
共通部門	386名	17名増
計	15,395名	35名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,457名	61名増	41.0歳	16.5年

注）当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

(令和4年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
株式会社関東エリアクリーン	30 百万円	100.0%	維持修繕業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	90 百万円	100.0%	S A・P A内直営店舗運営業務

株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	90 百万円	100.0%	S A・P A内店舗への配送等業務
株式会社ネクセリア・シティフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	85 百万円	100.0%	S M H関連技術や情報基盤高度化技術の調査、研究、開発業務
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED	49 百万ルピー	100.0%	インドにおける高速道路分野の技術支援業務

注) 株式会社関東エリアクリーンは、株式会社ネクスコ・メンテナンス関東の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクスコ東日本ロジテムは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社(当社の孫会社)であります。

②その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるP Aの管理・運営業務
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO 3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO 3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	30.0%	料金收受機械保守整備業務
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

※ 株式会社NEXCOシステムズは、令和4年6月24日に料金システム開発業務及び料金システム運用保守業務に係る事業をハイウェイ・トール・システム株式会社へ吸収分割

により承継する予定であります。

※ 当社のハイウェイ・トール・システム株式会社に対する議決権比率は、令和4年6月24日に上記事業承継の対価に係る同社の株式が当社等へ配当されることにより、30.0%から30.3%となる予定であります。

※ 令和4年6月24日に、株式会社NEXCOシステムズは株式会社NEXCOシステムソリューションズに、ハイウェイ・トール・システム株式会社は高速道路トールテクノロジー株式会社に、それぞれ商号を変更する予定であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	63億42百万円
株式会社三井住友銀行	40億29百万円
株式会社三菱UFJ銀行	40億29百万円
農林中央金庫	39億63百万円
信金中央金庫	35億85百万円

注) 当連結会計年度においては、上記のクラブ型シンジケートローン(総額300億円)のほか、ジェネラル型シンジケートローン(総額300億円)を借り入れております。

2. 会社の株式に関する事項

(令和4年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(令和4年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 園衛	取締役会長	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
小島 徹	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
荒川 真	取締役兼専務執行役員 総務・経理本部長	
高橋 知道	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
松崎 薫	取締役兼常務執行役員 技術本部長兼建設事業本部長	
大庭 繁美	取締役兼常務執行役員 サービスエリア事業本部長	
小林 靖	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	
布施 康	監査役 (常勤)	
佐藤 宣之	監査役 (常勤)	
尾崎 道明	監査役 (非常勤)	
矢ヶ崎 紀子	監査役 (非常勤)	日本貨物鉄道株式会社社外取締役 東武鉄道株式会社社外取締役

注) 令和3年6月24日開催の第16期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

- ・矢ヶ崎紀子氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

注) 当連結会計年度中に辞任により退任した役員は、次のとおりであります。

- ・取締役 森昌文氏 (令和3年12月31日)

注) 取締役岡本園衛氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 近鉄グループホールディングス株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注) 当社は、社外取締役である岡本園衛氏並びに社外監査役である布施康氏、佐藤宣之氏、尾崎道明氏及び矢ヶ崎紀子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

注) 当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約

では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等が填補されることとなります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	8名	1 4 1 百万円
監査役	5名	4 2 百万円
計	1 3 名	1 8 3 百万円

注) 上記支給人数には、当期中（令和3年12月31日）に退任した取締役1名を含んでおります。

注) 上記報酬等の額には、社外役員5名の報酬の総額52百万円を含んでおります。

注) 上記報酬等の額には、慰労金として、退任監査役1名に支給した2百万円を含んでおります。

注) 上記のほか、当連結会計年度において役員退職慰労引当金として12百万円（退任した役員分を含む。）を繰り入れております。

注) 平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額200百万円以内、監査役の報酬総額は年額70百万円以内です。

なお、取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注) 当社は、取締役の個人別の報酬について、上記注記記載の創立総会で定めた年間報酬総額の範囲内で配分することとしており、職責に応じた報酬額とすることを前提に、その決定権限を取締役会から代表取締役社長小島徹に委任しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 取締役 岡本 圀衛

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された13回の中12回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保するという、当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を行っております。

II 監査役 布施 康

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された13回全てに出席し、監査役会へは同14回（他に会社法第395条による報告1回）全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

III 監査役 佐藤 宣之

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された13回全てに出席し、監査役会へは同14回（他に会社法第395条による報告1回）全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

IV 監査役 尾崎 道明

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された13回の中12回に出席し、監査役会へは同14回（他に会社法第395条による報告1回）全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

V 監査役 矢ヶ崎 紀子

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは就任後、当該年度の在任期間に開催された10回の中9回に出席し、監査役会へは同9回（他に会社法第395条による報告1回）全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制及び当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【1】業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

- ⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。

- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、請求に応じる。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年12月に設置した「内部統制委員会」を令和4年3月に開催し、内部統制システムに関する基本方針の見直しに関する検討を行うとともに、基本方針の運用状況について評価などを行ったほか、内部統制システムの理解促進に資する研修、各種マニュアルの改正等を実施するなど、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画し、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める善管注意義務及び忠実義務に則って適切に職務を行っている。

また、取締役は、「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を率先して実践している。

さらに、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理している。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「防災業務計画」や大規模災害発生時における事業継続計画等に基づき、事故・災害等の発生について迅速かつ適切な対応ができる体制を整えているほか、経年劣化による構造物の老朽化等に対応するため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で作成した「東・中・西日本高速道路の更新計画」に基づき、大規模更新工事・大規模修繕工事等の更新事業を適切かつ確実に進めている。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業執行上の各種のリスクについてそれぞれの担当部署において対策を講じるとともに、その内容についてリスク管理推進委員会で適宜検証を行うことに加え、最重要リスクのマネジメントについて審議を行い、その結果を取締役に報告しているほか、労働安全衛生に関するリスクについては、労働安全衛生推進委員会において各種取組の状況を共有する等している。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当連結会計年度において取締役会を13回（定時12回、臨時1回）開催したほか、経営会議を19回、役員連絡会を9回開催し、経営の監督のほか、適正かつ効率的な職務執行に寄与する意思決定、情報共有等を行っている。

また、「組織規程」、「職務権限・責任規程」等に基づき、取締役会決議等に従った適正かつ効

率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を年2回開催してコンプライアンス推進活動計画等を審議し、これに従いコンプライアンス活動を推進することにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整えている。また、業務監査室による継続的な内部監査を実施している。

さらに、労働安全衛生推進委員会において各種取組の状況を共有等している。

加えて、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

役員連絡会において子会社の取締役から職務執行状況を報告させているほか、「グループ経営規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項につき当社にて承諾等を行う体制を構築している。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定める「リスクマネジメント規程」において、当社の子会社がリスクマネジメントの実施、リスクマネジメントに関する社内規則の制定等を行うべき旨を定めることにより、各子会社において当社と同内容のリスクマネジメントを実施する体制を整えている。

また、各子会社は、当社の「リスクマネジメント規程」に従ったリスクマネジメントに関する社内規則を定め、これに従い、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応できる体制を整えている。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を年2回開催し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有している。

また、各子会社は、取締役会のほかに、必要に応じて経営に関する重要事項を審議する会議体を設置・運営している等、子会社の態様に適応した効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社のコンプライアンス推進責任者を集めた会議を年2回開催し、コンプライア

ンス推進に関する意見交換や情報を共有するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人全員に対してコンプライアンス情報を定期的に発信すること等により「NE XCO東日本グループ倫理行動規範」の遵守を徹底するとともに、必要の都度、子会社における内部統制体制について指導・支援を行う等、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備している。

また、当社業務監査室にて子会社の内部監査を定期的実施している。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役会の直轄下に監査役室を設置するとともに、同室に専属の使用人を配置している。

⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の専属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任としている。

また、監査役室の専属の使用人の人事異動については、予め監査役に協議し、承諾を得たうえで行っている。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を確認した場合は速やかに報告しているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役との意見交換等を通じて定期的に報告している。

2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事象が発生した場合にあっては、その都度子会社の取締役若しくは使用人又は当社の取締役若しくは使用人から必要な情報提供を行っている。また、当社監査役による子会社ヒアリングにおいて子会社の取締役及び監査役との意見交換等を通じて、必要な情報共有を行っている。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則において、通報者に対する不利な取扱いを明確に禁止している。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの職務の執行に関する所要の費用等の請求に対し、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、支払いに応じている。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室及び会計監査人は、それぞれの立場で実施した監査結果について監査役と意見交換等を行って連携を図っており、監査役監査の有効性の向上に努めている。

連 結 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	99,640	
高速道路事業営業未収入金	113,189	
未収入金	11,650	
有価証券	83,098	
仕掛道路資産	760,961	
その他の棚卸資産	5,763	
受託業務前払金	13,541	
その他	92,723	
貸倒引当金	△ 9	
流動資産合計		1,180,559
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	82,598	
減価償却累計額	△ 34,494	48,103
構築物	67,814	
減価償却累計額	△ 22,432	45,381
機械及び装置	169,727	
減価償却累計額	△ 98,245	71,482
車両運搬具	60,441	
減価償却累計額	△ 47,968	12,472
工具、器具及び備品	22,909	
減価償却累計額	△ 15,387	7,521
土地		85,006
リース資産	10,961	
減価償却累計額	△ 5,584	5,377
建設仮勘定		5,513
有形固定資産合計		280,860
2 無形固定資産		
無形固定資産		27,757
無形固定資産合計		27,757
3 投資その他の資産		
投資有価証券	35,682	
長期前払費用	1,785	
繰延税金資産	3,770	
その他	4,028	
貸倒引当金	△ 61	
投資その他の資産合計		45,205
固定資産合計		353,823
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,854	
繰延資産合計		1,854
資産合計		1,536,237

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	161,766	
1年内返済予定の長期借入金	895	
リース債務	1,835	
未払金	46,756	
未払法人税等	1,780	
預り金	1,588	
前受金	177	
賞与引当金	6,861	
その他	39,365	
流動負債合計		261,026
II 固定負債		
道路建設関係社債	810,000	
道路建設関係長期借入金	91,420	
長期借入金	50,000	
リース債務	4,155	
その他引当金	169	
退職給付に係る負債	68,911	
のれん	1,797	
その他	13,291	
固定負債合計		1,039,745
負債合計		1,300,772
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	131,446	
株主資本合計		242,739
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	113	
繰延ヘッジ損益	8	
為替換算調整勘定	△ 1	
退職給付に係る調整累計額	△ 7,394	
その他の包括利益累計額合計		△ 7,274
純 資 産 合 計		235,464
負債・純資産合計		1,536,237

連 結 損 益 計 算 書

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,030,388
II. 営業費用		
道路資産賃借料	516,801	
高速道路等事業管理費及び売上原価	470,414	
販売費及び一般管理費	47,890	1,035,106
営業損失		△ 4,717
III. 営業外収益		
受取利息	43	
土地物件貸付料	498	
持分法による投資利益	1,709	
その他	1,415	3,667
IV. 営業外費用		
支払利息	26	
その他	147	173
経常損失		△ 1,223
V. 特別利益		
固定資産売却益	1,169	
その他	333	1,502
VI. 特別損失		
固定資産除却損	478	
減損損失	161	
その他	28	668
税金等調整前当期純損失		△ 390
法人税、住民税及び事業税	1,003	
法人税等調整額	86	1,090
当期純損失		△ 1,480
親会社株主に帰属する当期純損失		△ 1,480

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
令和3年4月1日残高	52,500	58,793	133,168	244,462	6	23	△ 3	△ 10,172	△ 10,146	234,316
会計方針の変更による累積的影響額			△ 242	△ 242						△ 242
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,500	58,793	132,926	244,220	6	23	△ 3	△ 10,172	△ 10,146	234,074
連結会計年度中の変動額										
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 1,480	△ 1,480						△ 1,480
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					106	△ 15	2	2,777	2,871	2,871
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 1,480	△ 1,480	106	△ 15	2	2,777	2,871	1,390
令和4年3月31日残高	52,500	58,793	131,446	242,739	113	8	△ 1	△ 7,394	△ 7,274	235,464

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、(株)関東エリアクリーン、
ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、
(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクセリア・シティフード、
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ、
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりである。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っている。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識している。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものととして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものととして収益を認識している。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識している。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っている。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものととして収益を認識している。

道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っている。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識している。

⑥ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑦ 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用している。

⑧ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

(2) 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしている。また、ETC マイレージサービス及びカードポイントサービスに関するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっていたが、当該ポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「流動資産」の「その他」が 21,446 百万円、「流動負債」の「その他」が 9,063 百万円増加し、「未収入金」が 21,446 百万円、「ETC マイレージサービス引当金」が 8,114 百万円、「その他の引当金」が 532 百万円減少している。

当連結会計年度の連結損益計算書は、営業収益が 37,222 百万円、営業費用が 37,045 百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ 177 百万円増加している。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 242 百万円減少している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりである。

一 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,770 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の中期経営計画等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積りを行っている。中期経営計画等の策定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画等、様々な要素を勘案している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、一定程度回復するとの仮定を置いて会計上の見積りを行っている。

新型コロナウイルス感染症の収束時期には不確定要素も大きいため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

二 道路休憩所事業固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

道路休憩所事業 有形固定資産及び無形固定資産 108,351 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの事業用固定資産は、事業区分を基にグルーピングを行っている。資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損の可否の判定を実施している。当連結会計年度において、当事業に係る資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識していない。割引前将来キャッシュ・フローは、中期経営計画等を考慮し見積りを行っている。中期経営計画等の策定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画等、様々な要素を勘案している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により減少した店舗売上等は、一定程度回復するとの仮定を置いて会計上の見積りを行っている。

新型コロナウイルス感染症の収束時期には不確定要素も大きいため、実際に発生したキャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性がある。

4. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 810,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 726,686 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000 百万円
中日本高速道路(株)	一百万円
西日本高速道路(株)	2 百万円
合 計	431,002 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金（財政融資資金借入金を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	881,686 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 190,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 60,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他の棚卸資産の内訳

商品	491 百万円
未成工事支出金	2,390 百万円
原材料及び貯蔵品	2,881 百万円
合 計	5,763 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

6. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめている。

変動金利による調達については金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行うことがある。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っている。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	50,087	50,089	2
② その他有価証券	255	255	—
資産計	50,343	50,345	2
(1) 道路建設関係社債	810,000	803,623	△6,377
(2) 道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	92,315	92,315	—
(3) 長期借入金	50,000	49,467	△532
負債計	952,315	945,406	△6,909

(注) 1. 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略している。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	35,437

三 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45	—	—	45
社債	—	101	—	101
外国債券	—	108	—	108
資産計	45	210	—	255

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	91	—	—	91
資産計	91	—	—	91
道路建設関係社債	—	803,623	—	803,623
道路建設関係長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	92,315	—	92,315
長期借入金	—	49,467	—	49,467
負債計	—	945,406	—	945,406

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き計算する方法によっている。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

7. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	4,006	4,006
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	90,616	87,007

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,242.52 円
一株当たり当期純損失金額	△14.09 円

9. 収益認識に関する注記

一 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	741,590	—	—	741,590	—	741,590
道路資産完成高	234,832	—	—	234,832	—	234,832
その他	3,144	25,805	23,580	52,531	1,433	53,964
顧客との契約から生じる収益	979,213	25,805	23,430	1,028,449	492	1,028,942
その他の収益(*)	355	—	150	505	940	1,446
外部顧客への営業収益	979,568	25,805	23,580	1,028,954	1,433	1,030,388

(*)「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでいる。

二 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 三 会計処理基準に関する事項

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載している。

三 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和3年4月1日)	当連結会計年度期末 (令和4年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	134,463	116,344
契約資産	12,414	21,446
契約負債	31,989	33,288

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	94,747	
高速道路事業営業未収入金	113,192	
未収入金	12,963	
未収収益	6	
リース投資資産	92	
短期貸付金	9,203	
有価証券	82,997	
仕掛道路資産	764,661	
原材料	330	
貯蔵品	976	
受託業務前払金	13,632	
前払金	5,049	
前払費用	807	
その他の流動資産	84,463	
貸倒引当金	△ 9	
流動資産合計	1,183,117	
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,496	
減価償却累計額	△ 1,239	1,257
構築物	56,604	
減価償却累計額	△ 15,866	40,738
機械及び装置	164,423	
減価償却累計額	△ 94,684	69,738
車両運搬具	53,418	
減価償却累計額	△ 43,517	9,901
工具、器具及び備品	10,883	
減価償却累計額	△ 7,012	3,871
土地		0
リース資産	93	
減価償却累計額	△ 74	18
建設仮勘定	3,438	128,964
無形固定資産		12,686
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	44,922	
減価償却累計額	△ 21,066	23,856
構築物	9,943	
減価償却累計額	△ 5,766	4,176
機械及び装置	5,100	
減価償却累計額	△ 3,387	1,712
工具、器具及び備品	651	
減価償却累計額	△ 475	175
土地		71,973
建設仮勘定	1,760	103,655
無形固定資産		42
		103,697

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	14,993		
減価償却累計額	<u>△ 5,038</u>	9,954	
構築物	1,007		
減価償却累計額	<u>△ 515</u>	491	
機械及び装置	387		
減価償却累計額	<u>△ 185</u>	201	
車両運搬具	147		
減価償却累計額	<u>△ 50</u>	96	
工具、器具及び備品	2,700		
減価償却累計額	<u>△ 1,732</u>	967	
土地		10,444	
リース資産	1,729		
減価償却累計額	<u>△ 843</u>	886	
建設仮勘定		63	23,106
無形固定資産			<u>13,069</u>
D その他の固定資産			36,176
有形固定資産			
土地		<u>105</u>	<u>105</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,991
投資有価証券			339
長期貸付金			1,985
長期前払費用			1,712
その他の投資等			2,359
貸倒引当金			<u>△ 61</u>
固定資産合計			<u>22,327</u>
III 繰延資産			303,956
道路建設関係社債発行費			<u>1,854</u>
繰延資産合計			<u>1,854</u>
資産合計			<u><u>1,488,929</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	197,079	
1年以内返済予定長期借入金	895	
リース債務	476	
未払金	30,364	
未払費用	821	
未払法人税等	1,154	
預り連絡料金	817	
預り金	17,551	
受託業務契約負債	24,210	
前受金	172	
前受収益	0	
賞与引当金	2,818	
資産除去債務	7	
その他の流動負債	11,631	
流動負債合計	11,631	288,001
II 固定負債		
道路建設関係社債	810,000	
道路建設関係長期借入金	91,420	
その他の長期借入金	50,000	
リース債務	532	
受入保証金	9,032	
退職給付引当金	47,953	
役員退職慰労引当金	36	
資産除去債務	120	
固定負債合計	120	1,009,096
負債合計		1,297,098
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	6,293	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	12,939	
安全対策・サービス高度化積立金	25,466	
別途積立金	24,647	
繰越利益剰余金	17,457	
利益剰余金合計	80,510	80,510
株主資本合計		191,804
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		26
評価・換算差額等合計		26
純 資 産 合 計		191,830
負債・純資産合計		1,488,929

損 益 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	741,629	
道路資産完成高	234,832	
受託業務収入	4	
その他の売上高	1,341	977,808
2. 営業費用		
道路資産賃借料	516,801	
道路資産完成原価	234,832	
管理費用	234,546	
受託業務費用	4	986,185
高速道路事業営業損失		△ 8,377
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	25,805	
休憩所等事業収入	7,124	
その他の事業収入	1,261	34,191
2. 営業費用		
受託業務費用	25,807	
休憩所等事業費	8,823	
その他の事業費用	1,273	35,905
関連事業営業損失		△ 1,713
全事業営業損失		△ 10,090
III. 営業外収益		
受取利息	41	
有価証券利息	34	
受取配当金	2,820	
土地物件貸付料	339	
雑収入	512	3,748
IV. 営業外費用		
支払利息	0	
雑損失	126	127
經常損失		△ 6,469
V. 特別利益		
固定資産売却益	1,112	1,112
VI. 特別損失		
固定資産除却損	315	
減損損失	161	477
税引前当期純損失		△ 5,834
法人税、住民税及び事業税	△ 1,662	△ 1,662
法人税等調整額	-	-
当期純損失		△ 4,172

株主資本等変動計算書

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
					跨道橋 耐震対策 積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
令和3年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	13,483	25,895	26,293	19,253	84,925	196,219	△ 5	△ 5	196,213
会計方針の変更による 累積的影響額								△ 242	△ 242	△ 242			△ 242
会計方針の変更を反映した 当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793	13,483	25,895	26,293	19,011	84,683	195,976	△ 5	△ 5	195,970
跨道橋耐震対策積立金の取崩					△ 543			543	-	-			-
安全対策・サービス高度化積 立金の取崩						△ 428		428	-	-			-
別途積立金の取崩							△ 1,645	1,645	-	-			-
当期純損失								△ 4,172	△ 4,172	△ 4,172			△ 4,172
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)											32	32	32
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 543	△ 428	△ 1,645	△ 1,553	△ 4,172	△ 4,172	32	32	△ 4,140
令和4年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	12,939	25,466	24,647	17,457	80,510	191,804	26	26	191,830

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。
- ② 原材料・貯蔵品
最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法を採用している。
主な耐用年数は以下のとおりである。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 7～50年 |
| 構築物 | 10～60年 |
| 機械及び装置 | 5～17年 |

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法を採用している。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりである。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っている。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識している。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものととして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識している。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識している。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っている。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識している。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識している。

道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っている。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

(4) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用している。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

(2) 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしている。また、ETCマイレージサービス及びカードポイントサービスに関するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっていたが、当該ポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「その他の流動資産」が21,446百万円、「その他の流動負債」が9,063百万円増加し、「未収入金」が21,446百万円、「ETCマイレージサービス引当金」が8,114百万円、「カードポイントサービス引当金」が532百万円減少している。

当事業年度の損益計算書は、「高速道路事業営業損益」の「営業収益」が34,652百万円、「営業費用」が34,495百万円減少し、「関連事業営業損益」の「営業収益」が626百万円、「営業費用」が607百万円減少し、全事業営業損失、経常損失及び税引前純損失はそれぞれ177百万円増加している。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は242百万円減少している。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりである。

一 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一 百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報については、「連結計算書類 連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一である。

二 道路休憩所事業固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

道路休憩所事業 有形固定資産及び無形固定資産 100,164 百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報については、「連結計算書類 連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一である。

4. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債810,000百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債726,686百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000 百万円
中日本高速道路(株)	一百万円
西日本高速道路(株)	2 百万円
合 計	431,002 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金（財政融資資金借入金を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 881,686 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 190,000 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 60,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	12,273 百万円
長期金銭債権	1,985 百万円
短期金銭債務	64,311 百万円
長期金銭債務	863 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	7,153 百万円
営業費用	217,109 百万円
営業取引以外の取引による取引高	6,599 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金	858 百万円
退職給付引当金	14,606 百万円
ETC マイレージサービス契約負債	2,656 百万円
その他	7,789 百万円
繰延税金資産小計	25,911 百万円
評価性引当額	△25,904 百万円
繰延税金資産合計	7 百万円

繰延税金負債

その他	△7 百万円
繰延税金負債合計	△7 百万円
繰延税金資産の純額	一百万円

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	474,563 百万円
1 年超	18,803,224 百万円
合 計	19,277,788 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	財政融資 資金借入	財政融資 資金借入	—	その他の 長期借入金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利率は財政融資資金貸付金利が適用されている。なお、担保は提供していない。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ネクスコ・メン テナンス関東	所有 直接 100%	維持修繕業 務の委託等	配当金の 受入(注)	415	—	—
子会社	株式会社ネク スコ東日本イノベ ーション&コミ ュニケーション ズ	所有 直接 100%	技術開発業 務の委託等	配当金の 受入(注)	410	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

三 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	516,801	高速道路事業営業未払金	82,940	
						高速道路事業営業未収入金	98	
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	234,832	高速道路事業営業未収入金	40,108	
				債務の引渡及び債務保証(注1)	250,000	—	—	
				借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	431,000	—	—
					債務保証(注3)	631,686	—	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路(株)	なし	工事の受委託等	高速道路新設工事費用の支払	17,438	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務(財政融資資金借入金債務を除く)について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額（財政融資資金借入金債務を除く）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,826.95 円
一株当たり当期純損失金額	△39.73 円

11. 収益認識に関する注記

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、「連結計算書類 連結注記表 9.収益認識に関する注記」に記載した内容と同一である。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 友康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月30日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 友康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「令和3年度監査役会監査方針及び監査計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役会監査方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項はありません。

3. 監査役 尾崎道明の意見

取締役の職務の遂行に関し、令和3年7月28日開催の第242回取締役会における「事業構想大学院大学仙台校の設立支援の件」の議決及びこれに従った業務執行は、著しく不当なものであると認める。これによって、当会社は、第17期事業年度において1億円の無償利益供与を既に実施し、更に、第18期事業年度において1億5千万円の無償利益供与を実施する予定であるほか、第17期事業年度においては研修費用として1,710万円の関連支出を行った。第17期事業年度の上記各支出については、その約9割が道路事業の、約1割が関連事業の経費としてそれぞれ計上されており、研修費用については「インセンティブ助成金」として利益剰余金から支出されることが予定されている。

当社は、国が全株式を保有し、道路事業を実施する特殊会社として、特定の相手方に無償の利益供与を行うことについては、もとより慎重な態度が要請される場所、当該業務執行は、法定された事業、特に道路事業との関連において、中長期的なものにせよ、これによってどのような利益が得られるのかを、他の手段との関係において比較検討することもなく、競争性及び透明性を確保するための手続をも一切採ることなく、特定の学校法人を恣意的に選択して、高額は無償利益供与を実施し、しかも、その大部分を道路事業の経費として計上するものであり、著しく不当である。なお、東日本大震災からの復興支援の一環であるとの説明もなされているが、復興支援の形態及び対象については、様々なものが考えられるのであり、これによって上記の瑕疵が治癒されるものではない。

当監査役は、取締役会において、以上の点を詳細に説明して、その不当性を指摘したが、残念ながら容れられなかった（第242回取締役会議事録参照）。

また、内部統制システムの執行については、上記の著しく不当な業務執行を、その事務的準備から経営会議及び取締役会での審議に至るまで、その各段階において阻止し得なかった点において、重大な欠陥があったものと認める。

令和4年6月6日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 布施 康 ⑩

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 宣之 ⑩

監査役（社外監査役） 尾崎 道明 ⑩

監査役（社外監査役） 矢ヶ崎 紀子 ⑩